

中野区教育委員会会議録

平成30年第7回定例会

平成30年3月9日

中野区教育委員会

平成30年第7回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年3月9日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時41分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

6人

○議事日程

[議決事件]

- (1) 第10号議案 旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について
- (2) 第11号議案 中野区立少年自然の家の利用料金の決定に係る申請について

[協議事項]

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室長）

[報告事項]

- (1) 教育長及び委員活動報告
 - ① 3月3日 平成29年度中野区教育委員会表彰式
- (2) 事務局報告
 - ① 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件の1番目、第10号議案「旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について」を上程します。

初めに提案の説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

第10号議案「旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について」の補足説明をいたします。

当該議案につきましては、中野区立学校再編計画に基づき、学校の統合による新校舎の建設に伴う旧大和小学校校舎等の解体工事を行うための契約になります。

当該工事につきましては、予定価格が1億8千万円を超えるため、議会の議決を経るべき契約に当たります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第49条に基づき、区長から意見を求められたので教育委員会の意見を申し出る必要があるものです。

第10号議案の別紙をご覧ください。意見を求められた、旧大和小学校校舎等解体工事請負契約の内容になります。一つ目に契約の目的ですが、旧大和小学校校舎等解体工事になります。二つ目に契約の方法でございますが、一般競争入札になります。契約の金額は3億2,184万円になります。契約の相手方は、株式会社内山商事です。

以上の内容について、教育委員会として同意するものでございます。説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

一般競争入札ということなのでいいと思うのですけれども、3億2千万というのは規模としては割と一般的というか、妥当なものなのでしょうか。それとも、今の状況の中、割と高くなっているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

時勢的に人件費が高くなっていることから、これまでの推移からすると高めの金額にはなっております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

この工事自体、校舎の解体ということだと思っておりますけれども、私は大和小学校の形状を今ここでは詳しくわからないのですけれども、例えばプールだとかそういったものも含めての解体ということで考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

建物全てが対象になります。

小林委員

なぜそういう質問をしたかという、前にもお話をしたかもしれないのですが、私がかつて関係した区の解体工事で、附属した施設、例えばプールだとかそういうものをきちんと撤去せずに埋めてしまって、次に建てる新築の校舎の工期が大幅におくれたということを経験してまして、そういったものも進捗状況だとか状況もこちらでよく把握して進めただけならばと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第10号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件の2番目、第11号議案「中野区立少年自然の家の利用料金の決定に係る申請について」を上程します。初めに、提案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、私から第11号議案「中野区立少年自然の家の利用料金の改定に係る申請について」、補足説明をさせていただきます。

まず、提案の理由ですが、中野区立少年自然の家の料金の改定について、承認を必要があるからでございます。教育委員会資料「中野区軽井沢少年自然の家の使用料の値上げについて」をご覧ください。

軽井沢少年自然の家の使用料につきましては、全庁的な3年に一度の利用料改定方針に基づきまして、条例の一部改正を昨年12月15日に行い、7月1日に施行することになってございます。この改定を受けまして、軽井沢少年自然の家を運営いたします指定管理者より、条例と同額の料金改定の申請がございました。このことにつきまして、一般利用者の料金の改定について承認をするというものでございます。

指定管理者につきましては、記書きの1番に書いてございます。改定料金につきましては、改定前「中学生以下」を900円、改定後1,100円に、その他につきましては1,900円を2,300円に改定するものでございます。改定の時期につきましては、今年7月1日の承認分からでございます。

改定理由につきましては、指定管理者3期8年間の間、一度も値上げしていない中で、原油の高騰や人件費が増加していることによるものでございます。なお、今回承認されましたあかつきには、周知方法といたしましては区のホームページ、区報、また同施設のホームページにより周知を行う予定でございます。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

条例の中での値上げということなので、値上げについてはいいと思いますけれども、一つ教えていただきたいのですけれども、一般利用者というのはどういう方々になるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

基本的には、区内の青少年団体でありますとか社会教育団体に対して開放してございま

す。

田中委員

一般区民が個人で申し込むことも可能なのですか。

副参事（学校教育担当）

保養施設ではないので、保養に行くということでの目的は認めていないのですけれども、ただ、生涯学習であるとか何か教育に関する利用ということで申し込まれる場合には利用を許可してございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

わからないので教えていただきたいのですけれども、全庁的に3年に一度の使用料の見直しがあるということで、12月15日に使用料の改定を行いましたとここに書いてあって、そのときに使用料の改定を行って、金額を決めたのですよね。それで改定を受けて、条例と同額の金額で改定の申請があったというふうになるのですけれども、改定を決めておいて更にその改定をというのは、「1,000円でやりなさい」と言われて「1,000円でやります」と、そういうご返事をいただいたと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この前、条例のときに審議していただいて決めた額については、妥当な額ということで必要経費等を勘案してこの額を定めたものでございます。

一方、この施設につきましては指定管理者による管理になってございますので、指定管理者の企業努力というのですか、その条例の額に定めなくても集客をするために安い金額でやりたいということであれば、その額を区が認めてその額でやらせると。

今回は、指定管理者より条例どおりの額に改定をしたいという申請が出てきましたので、それについて承認することで決定したいというものでございます。

渡邊委員

一応、これでやりなさいとあって、はいと言われたら、あまりここで論議する必要が実際あるのかなと。

次長

少し補足をさせていただきます。

まず、制度的なところなのですけれども、少年自然の家、区の公の施設となっております

して、本来ならば条例で使用料を決めることになっています。ただ、指定管理者制度が大分前から導入されていて、この制度をとるがために上限額だけを区が決めると。その中で、指定管理からその限度額の中で申請を受けて承認するという手続をとる、というステップを踏むこととされています。なので、条例上の料金の上限額は、区の一般の施設使用料の算定額と同一で出したもの、それが例えば中学生以下が上限1,100円ということで、今回2度目の手続となっております。

渡邊委員

了解しました。ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

少し参考までに。実際には区内の小中学生が移動教室等で活用していると思うのですが、今、保養施設ではなくてそれ以外の様々な団体に貸し出しているというのですが、その大体の利用はどんな状況になっているか教えていただけますか。

副参事（学校教育担当）

一般利用につきましては、平成27年度は1,390人、平成28年度は1,231人という状況でございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

人数的なのは施設が大きいと1日で1,000人泊まれたりする施設もありますので、私らの病院なんかだと、施設の部屋が10個あってその部屋の利用率とか、365日で3,650床のうち何床埋まっていたかとか、そういう考え方をするのですが、ともよく利用されている、それとも、そんなに利用されていないという、どちらの印象なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この施設自体が校外施設というか、学校が移動教室で行くことを想定しておりますので、かなり部屋数も多くなっております。その一方で、利用される方というのは少人数の団体が多いことから、全体の部屋の稼働率ということでは正直そんなには高くないと。

もう一方で、利用する季節が軽井沢という土地柄、どうしても夏とかに集中することがありますので、季節によって利用率も変わってくるかなという状況でございます。

渡邊委員

ありがとうございます。もしかしたら、中野区で一番あそこに泊まっているのは私かもしれないかもしれません。特別支援学級の3日間の移動教室に小学校・中学校とついて行って、それを13年間ぐらい続けていたので、あそこに1週間ぐらい滞在して13年間程続けると、恐らく学校の先生もそんなに長くたくさんいないでしょうから。とてもすばらしい施設なのです。先ほど利用の制限とかそういうことがあったのですけれども、そういった立派な施設は区民に使っていただいて初めて価値があるという考え方であれば、広報とか、そういったものをもう少し行って、せっかくですから利用できる、例えばまだ空きがあるのであればいつでも使ってくださいというアピールとか、そういうことは進めていくべきではないかなと思うのです。これは私の感想と意見なのですけれども、そうやってとてもすばらしい施設がありますし、放っておくとどんどん経年的に傷んでいってしまいますから、使えるうちにどんどんみんなで使いましょうという方針というのもよいかと思います。いろいろと厳しいところはあると思うのですけれども、ぜひ検討していただきたいなど、これは私の意見です。

田辺教育長

ご要望ということで。

渡邊委員

要望です。

田辺教育長

承らせていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第11号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。初めに、担当より説明をお願いします。

指導室長

それでは「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、ご説明いたします。

指示する内容は「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正手続きについて、教育長の臨時代理による事務処理」についてでございます。

指示する内容といたしましては、中野区立幼稚園教育職員の初任給基準について、一部改正する必要が生じたため、規則の改正に当たり、特別区人事委員会の承認及び教育委員会の議決が必要となります。現在、改正規則の事務処理を行っており、特別区人事委員会の承認後、速やかに教育委員会を開会するいとまがないと判断したためでございます。

改正の概要ですが、中野区立幼稚園教育職員の初任給については、採用後最初の昇給日に初任給の調整として2号給が加算される制度となっております。この制度については、国、都が全て廃止しており、また、特別区においても廃止する方向でございます。中野区においても同様の措置を行うものでございます。

改正する内容ですが、今、ご説明した既定の整備を行うものです。規則の施行日は平成30年4月1日です。今後の予定としましては、3月下旬に教育長の臨時代理による事務処理を行いまして、4月上旬の教育委員会でご報告させていただく予定です。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま、指導室長から説明させていただきましたが、区立幼稚園の教育職員の人事、給与の制度につきましては、23区の統一交渉で決定しておりまして、今後、特別区人事委員会から改正案が示され、速やかに規則の改正処理を行う必要があることから臨時代理で事務処理を行うものです。

各委員から、ご質問等の発言がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、当該臨時代理の事務処理について、ご異議がなければ事務局から説明があったとおり事務処理を指示したいと思います。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、教育長、委員活動報告につきましては、事務局から一括して報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

画面のほうも併せてご覧ください。

3月3日、土曜日になりますが、中野区役所におきまして平成29年度中野区教育委員会表彰式が行われまして、田辺教育長がご出席されました。今年度につきましては、表彰状が25組、褒状が14組の計39組を表彰いたしました。

なお、受賞者の一覧につきましては、3月中旬以降、区報並びに区ホームページにてご覧いただけます。本日、その一覧を掲載してございます。こちらにつきましては、表彰状受賞者の皆様になります。このページにつきましては、中野区立小学校・中学校の各校長会会長、PTA連合会会長の方々、続きまして、区内の小中学校、高等学校からスポーツや文化の大会・行事等で優秀な成績をおさめた方々を表彰いたしました。続きまして、学校での団体に表彰された方々になります。

続きまして、褒状の一覧でございます。褒状につきましては14組の方になります。区内の小中学校でスポーツや文化の大会・行事で優秀な成績をおさめた児童・生徒の皆さんを表彰してございます。

続きまして、表彰式当日の写真でございます。当日は、後ろのほうに見えますが、画面に活動の様子を映し出して、式典に出席した方もどういう内容で受賞されたか内容がわかるようにして表彰させていただきました。

最後に、全体の写真がございますけれども、保護者の方や顧問の方々もいらっしゃいまして、多くの方にご来場いただきながら表彰式を行いました。

以上でございます。

田辺教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、各委員から補足、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

ここにはないのですが、2月18日に保育園の保育士・看護師、所長・園長たちの研修会が中野でありまして、それに参加してきました。いろいろな保健と安全に関する研修会でしたので、発達障害の子どもの問題とか、子どもとメディアの問題とかいろいろ出たのですが、その中で一つだけ報告しておきたいのです。

大規模災害が起きたときどうするかというテーマでの講演があって、仙台の南の閑上保育所という保育園が津波に襲われて、海岸から数百メートルにあるところだったらしいのですが、数十名の園児が全員、1人もけがなく避難できたということで、そのとき

の園長先生がいらっしゃって日ごろ保育園でどういうふうに取り組んだらいいかという話をされたのです。そのときに講演の冒頭で、それぞれの園で防災のマニュアルがありますけれども1カ月に一度読んだことがある人といったら誰も手を挙げない。2カ月、3カ月、半年ぐらいになったら少し手を挙げる。1年に一回ぐらいでやっとなんかという感じだったのですけれども、その先生が、ぜひ日ごろから見て、見るだけではなくて実践してほしいと。その先生は津波が来たときに三つだけ具体的な指示をしたというのです。「逃げます」「車を持ってきてください」「小学校で会いましょう」と。その三つだけを職員に指示して避難したということだったのです。車で逃げるということも非常に渋滞したりしていろいろ大変なことが想定されたので、日ごろから職員がみんなで何度か経路を実際に車を走らせてみて、この経路がいいのではないかとということで決めてマニュアルを作っていたと。ですから、ぜひ日ごろからマニュアルに目を通したり、訓練というのですか、そういうことをしないとマニュアルが生きてこない。それを盛んに強く言っていらっしゃいました。

この研修会が、感染症のこととかいろいろなことがあったのですけれども、防災のこういった日ごろの訓練ということも例えばインフルエンザのときにみんなできちんと手を洗いましょうとかいうのと全く同じことなので、ぜひ積極的に取り組んでほしいということを強調されていました。

ちょうどこの前の委員会でマニュアルができたということで、渡邊委員からも日ごろからという話が出ていましたけれども、そんなことを受けていたらちょうど具体的にその話が出たので報告させていただきました。

田辺教育長

ほかに活動報告等ございますか。

渡邊委員

活動報告ではなくご質問の件です。教育委員会の今回の表彰式、これは一応確認なのですけれども、あったこととか名前とか写真とかというのはどういったところにアップされるというか、報告されるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

主には区のホームページでの情報公開を想定しております。あと、区報でございます。

渡邊委員

毎年のことなのですけれども、区内で活躍された方、子どもたち、こういうことに関しては、ぜひ活躍されたみなさんを紹介したいのですけれども、こういったものを大々的に

あらゆるところで目につくような形で応援してあげたいなど。やはりそれが彼らのモチベーションにもなりますし、1年に一回なものですからぜひこのあたりもう一回考え直して、大きく広報して、頑張った子たちの成果を皆さんに届けたいと思います。これも要望になってしまうのですけれども、ぜひいろいろご検討よろしく願いいたします。

もう1点、今度は報告事項です。昨日、私の自分の所属の団体になるのですけれども、東京都医師会で、東京都で教育委員をされている先生方の連絡会というのがありました。そこで東京都の教育委員の秋山先生もご参加いただきまして、医療とか学校における健康・安全について、私たちの専門的知識がいかにかかせるかということについて、少し話し合われました。そういう意味では、今回も私もこの席にいらしていただいて、学校現場にとっては医療とかそういったものは教育と同時に安全・健康を守るためにかなりの責任を負っているということで、私たちもしっかりやっていって、今後少しでも学校運営のお役に立ちたいというお話で。また、教育においても外部講師である私たちが中心になって話していきたいと話させていただきました。医師会からの教育現場への派遣というのは今回初めて秋山先生が入って、そういう意味では教育の現場になかなか医療という専門家が入っていくケースが少なかったのですけれども、そういったことは重要だなと感じていました。

品川区は、以前、小中一貫校をつくる時に教育委員が少しお手伝いできたというようなお話がありました。そういったものに参加してきましたので、ご報告させていただきます。

田辺教育長

ほかに報告等ございますでしょうか。

小林委員

私は少し一言感想というか、今、渡邊委員から前半のほうにお話があった表彰です。非常にいろいろな種類にわたって、例えば民謡があったりとかそろばんとか、様々な分野で活躍しているという。これはやはりどんどん広めていくことは大事かなと。それぞれいろいろな力があるのだということを、ある意味ではいろいろやると企画その他で負担が多くなるという考え方も正直言っているといるのですけれども、少しした工夫でいろいろ広めていくことができるのかなと思って、先ほど渡邊委員が言われたのはそのとおりだなと思いますので、今後もまたいろいろアイデアを駆使して、せっかく表彰といういいことをやっていますので、ぜひ生かしていただければなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

続きまして、事務局報告の1番目「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いします。

指導室長

こちらは、今、お話のありました内容について、教育委員会から教育長へ委任されている事務の一部について、報告を行うものでございます。

報告の内容につきましては、資料に基づいてご説明いたします。大きく2点ございます。第1点は、区立幼稚園教育職員にかかわるものでございます。初任者研修について委任を受けておまして、資料にありますとおり、幼稚園教育職員について初任者研修を平成28年度は1名実施いたしました。

続きまして、第2点は東京都教育委員会が任命する職員の小中学校における事務でございます。こちらは8点ございます。資料に基づきまして、順にご説明いたします。

まず、1点目は主任の任命でございます。資料にありますとおり、教務主任から進路指導主任まで、こちらの主任を任命いたしました。

続きまして、養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用にかかわることでございます。平成28年度は3件発生いたしました。

続きまして、初任者研修の実施にかかわることでございます。初任者研修は年間10回、センター研修及び校内での研修、また宿泊研修などを実施いたしまして、平成28年度は30名が受講いたしました。

続きまして、中堅教諭等資質向上研修の実施に関することでございます。こちらは平成28年度までは10年経験者研修として実施していたもので、本年度より名称が変更となっております。資料にあります研修を実施いたしまして、25名が受講いたしました。

続きまして、新規採用教員に関する研修でございます。こちらは養護教諭を対象としている研修でございます。小学校1名、中学校1名が資料にあります研修を実施いたしました。

続きまして、新任教務主任研修及び主幹研修の実施についてでございます。研修対象者

は74名ということで、資料にありますように実施いたしました。7番目は対象がございませんでした。

最後に、区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関するということで、小学校5・6年生、中学校1・2・3年生が宿泊行事を資料のとおり実施いたしました。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

一番基本的な部分で、少し教えてほしいのですけれども、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の事務の委任というのはどういうことなのでしょう。今、この報告を受けていると、教育委員会として何か実施しているものなのかなというふうに感じたのですけれども、その基本的な部分を説明いただければと思います。

指導室長

こちらは、教育委員会の権限で実施する様々な事務がございまして、円滑に実施するためにその事務の一部を教育長に既に委任しているものでございます。しかしながら、委任した執行状況については教育委員会へ定期的に報告することとしておりまして、今、お示しした内容が規則に定められている報告内容として、本日、28年度の分を報告させていただいたということでございます。

田中委員

あらかじめ教育長に委任しているというのはどういう。

指導室長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務を教育委員会が事務の一部を教育長、事務局に委任するということが定められておりまして、それらの中には、今お話しした内容のほかに例えば勤務の振りかえに関することですとか、勤務にかかわることについてはおおむね委任を受けているという内容で、その一部分ということになります。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質問等ございますか。

小林委員

(4)で、10年経験者研修を28年度まではそういう形でやっていたのが、中堅教諭等資質

向上研修になったということなのですが、これは内容はどうなのですか、やはりかなり変わったのでしょうか。

指導室長

内容的にはおおむね10年経験者研修と同様でございまして、中堅教諭等資質向上研修には1と2がございまして、10年経験者として実施する1と、20年程度で実施する2というのがございます。キャリアアップ、継続的に資質向上を進めるという意味で、統合的に研修名を変更しながら体系的な研修の実施を行っているところです。

なお、大きく変更したところでは、10年経験者研修が1年間の中で実施するということに対して、こちらの中堅教諭等資質向上研修については、おおむね10年を目安として2年間で実施することになっておりまして、それぞれの事情によって少し柔軟に研修が実施できるようになっているところでございます。

小林委員

ここで議論することではないことかもしれないのですが、この研修と教員免許更新講習とのかかわりというのは何かいろいろとあると思うのですが、その辺は区教育委員会としてはどういうふうを考えていらっしゃるのですか。

指導室長

教員の免許更新については、こちらで法令で定められている手続となりますので、大学などで研修を実施し、より資質向上を進めると。委員おっしゃるように、それがちょうど10年次ということで重なる部分もございまして、2年間の期間を設けて研修がより柔軟に対応できる計画が立てられるように、中堅教諭等資質向上研修の受講形態をとっている慣例はございます。

小林委員

今、なぜこういう質問をしたかということ、実は私も訪問校でそういう更新講習をやったりしていますので、そういった更新講習の内容とここでやる中堅教諭等資質向上研修の内容をいい意味でリンクさせて、同じようなことをやっても意味がないと思いますので、それがその後の職務に生きていくように。それがイコール子どもたちのためになるということがあると思いますので、場合によっては私も資料を、どんな研修の中身をやっているかということをお知らせしたいと思いますし、独自でやっているこの研修を両方でバージョンアップしていければいいなという感想を持ちました。

以上です。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

渡邊委員

今、平成 29 年度なのですけれども、これは平成 28 年度のご報告なのですよね。こんなに遅いものなのかなと思って、確認したいと思います。

指導室長

28 年度の内容について、次年度中にということで例年この時期に報告をさせていただいておりますが、実施報告時期については検討させていただきたいと思います。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

事務局からその他、報告事項はございますか。

副参事(学校再編担当)

第二次再編計画に基づきます、学校統合委員会の委員の公募について、口頭でご報告いたします。

来年度、第四中学校と第八中学校、それから鷺宮小学校と西中野小学校の統合委員会を設置する予定でございます。こちらの統合委員会の設置に際しまして、公募委員を募集いたします。4月5日の区報に掲載いたしまして、締め切りが4月18日ということで、この後、選考を行う予定です。統合委員会の設置の時期は6月下旬ごろを予定しております。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から、ご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

それでは最後に、事務局から次回の開催について報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の開催につきましては、4月6日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催をいたします。来週以降の金曜日につきましては、教育長並びに教育委員の方々におかれまして

は、卒業式の祝辞等の公務と重なるため休会となりまして、次回が4月になります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前10時41分閉会